

上京区防災計画（防災活動計画）

上京区防災会議

上京区防災活動計画（目次）

第1章 総 則

第1節 計画の目的

第2節 計画の内容

1 計画の目標

2 計画の修正

第3節 上京区防災会議

1 目的

2 所掌事務

3 組織及び運営

第4節 上京区の自然特性、社会特性

1 自然特性

2 社会特性

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険箇所の調査等に関する計画

1 事前調査

2 防災パトロール（現地調査）

3 対策会議

4 調査の期間

5 調査機関

6 危険箇所の選定

第2節 水害予防に関する計画

1 気象、水位、雨量等の観測体制の整備

2 予警報の連絡体制の整備

第3節 火災予防に関する計画

1 火災予防

2 火災警報等

第4節 風害予防等に関する計画

1 街路樹、公園樹木の風害予防対策

第5節 防災知識の普及に関する計画

1 職員に対する防災教育

2 区民に対する防災知識の普及（啓発・教育）

第6節 訓練に関する計画

1 区総合防災訓練

2 災害対策本部運用訓練

第7節 自主防災組織に関する計画

1 自主防災組織

2 自主防災組織の育成

第3章 災害応急対策計画

第1節 初期初動計画

- 1 勤務時間外の地震発生に対する初期初動活動の基本
- 2 勤務時間内の地震発生に対する初期初動活動の基本

第2節 上京区災害対策本部運用計画

- 1 区災害対策本部の設置
- 2 関係機関との協力

第3節 配備動員計画

- 1 配備計画
- 2 動員計画

第4節 情報収集、広報、広聴計画

- 1 地震に関する情報の収集伝達
- 2 被害状況の収集、報告
- 3 通信手段及び連絡
- 4 広報活動
- 5 広聴活動

第5節 避難誘導、避難所運営計画

- 1 避難情報の発令及び警戒区域の設定
- 2 避難誘導対策
- 3 避難所の開設
- 4 避難所の運営管理
- 5 福祉避難所
- 6 避難生活長期化への対応

第6節 消防活動計画

- 1 消防活動体制
- 2 情報収集活動及び報告
- 3 震災活動の方針
- 4 消防団活動の原則
- 5 自主防災組織等の活動
- 6 関係機関との連携

第7節 医療救護、保健衛生計画

- 1 救急医療のコーディネート
- 2 避難所等での保健衛生指導
- 3 食の安心安全対策
- 4 避難所等での保健活動の実施

第8節 災害警備・交通規制計画

- 1 警備体制
- 2 災害警備活動
- 3 交通規制計画

- 第9節 輸送活動計画
 - 1 緊急輸送の実施
 - 2 緊急輸送ルート確保
 - 3 輸送力の確保
- 第10節 食糧・生活必需品・飲料水等確保計画
 - 1 食糧の供給
 - 2 生活必需品の供給
 - 3 応急給水
- 第11節 避難行動要支援者への対応計画
 - 1 避難行動要支援者の安否確認計画
 - 2 社会福祉施設等における対応計画
 - 3 避難行動要支援者に対する防災情報等の提供
 - 4 避難所生活における援護
 - 5 仮設住宅における避難行動要支援者への対応
- 第12節 ボランティアとの連携協力計画
 - 1 専門職ボランティアの受入れ
 - 2 一般ボランティアへの活動支援
- 第13節 ライフライン施設等応急対策計画
 - 1 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）
 - 2 ガス施設応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社）
 - 3 電信電話施設応急対策計画（西日本電信電話株式会社）
 - 4 上下水道施設応急対策計画
 - 5 関係行政機関の応急対策
- 第14節 オープンスペース利用の調整計画
 - 1 オープンスペース利用の調整のための事前対策
 - 2 災害発生後のオープンスペース利用状況の把握
 - 3 オープンスペース利用計画の策定
 - 4 災害時オープンスペース利用情報の提供
- 第15節 水防計画
 - 1 水防体制
 - 2 水防警報等
 - 3 水位・雨量観測
 - 4 水防活動

第 16 節 被災者救援計画

災害救助法の適用

- 1 災害救助法の適用
- 2 被害の認定基準
- 3 救助の実施
- 4 救助活動の記録と報告

行方不明者の捜索・遺体の取扱い・火葬

- 1 行方不明者の捜索
- 2 遺体の取扱い
- 3 火葬

災害廃棄物の処理

- 1 ごみ処理手数料の減免措置
- 2 住居内に流入等した障害物の除去
- 3 被災建築物の除去に係る特例措置

し尿処理対策

- 1 トイレの確保
- 2 し尿収集対策

建築物・住宅確保対策

- 1 応急仮設住宅の建設
- 2 住宅の応急修理
- 3 市営住宅等への一時入居
- 4 公営住宅法による災害公営住宅の建設

義援金等の受付・配分計画

- 1 義援金募集配分計画
- 2 義援物資募集配分計画

被災者への救済措置の実施

- 1 り災証明の発行
- 2 市税等の減免措置
- 3 融資・貸付制度
- 4 災害弔慰金等の支給
- 5 被災者生活再建支援金の支給

第 17 節 その他

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、上京区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、京都市地域防災計画に基づき、上京区防災会議が、上京区の区域に係る災害予防及び災害応急対策等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災対策の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の内容

1 計画の目標

この計画は、上京区域の地域の特性に応じて、起こりうる各種の災害を想定し、それぞれの各種対策を樹立しておくことを目標とする。

2 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要あると認めるときは、これを修正するものとする。

第3節 上京区防災会議

1 上京区防災会議は、上京区の地域に係る災害対策の円滑な推進と有機的な運営を図ることを目的に設置する。

2 所掌事務

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害危険箇所の調査等災害予防に関すること。
- (3) 災害発生時における災害情報の収集、伝達(連絡)等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 自主防災組織の育成に関すること。
- (6) その他区における災害対策の実施に関すること。

3 組織及び運営

上京区防災会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長(上京区長)
- (2) 副議長(上京区副区長(区民部長))
- (3) 上京区役所関係者(区民部長を除く副区長及び総務・防災課長)
- (4) 上京消防署長
- (5) 上京消防団長
- (6) 北部土木みどり事務所長
- (7) 東部まち美化事務所長
- (8) 交通局西賀茂営業所長
- (9) 上下水道局北部営業所長
- (10) 上下水道局きた下水道管路管理センター所長
- (11) 小学校校長会上京支部長
- (12) 中学校校長会北・上支部上京区代表
- (13) 上京警察署長
- (14) 京都府京都土木事務所長
- (15) 日本郵便株式会社西陣郵便局長
- (16) 大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長
- (17) 関西電力送配電株式会社京都支社電力本部京都配電営業所長
- (18) 西日本電信電話株式会社京都支店設備部長
- (19) 社会福祉法人京都市上京区社会福祉協議会事務局長

なお、運営については、上京区防災会議規約に基づき議長が行う。

第4節 上京区の自然特性、社会特性

1 自然特性

上京区は、市の中央部の北寄りにあり、東は、鴨川、西は紙屋川(天神川)、北はほぼ鞍馬口通、南はほぼ丸太町通で限られた範囲に位置している。

東西距離 3、600 メートル南北距離 2、780 メートル

面積 7.03 平方キロメートル

区の中央を南北に京都市の幹線道路である堀川通が貫いている。

区内における最高地は区の北西隅の神明町で海拔 76 メートル、また千本通と鞍馬口通の交差で海拔 75 メートル、南端の二条城北辺で海拔 40 メートルあり、標高差約 35 メートルある。しかしながら堀川通より東では北辺が海拔 63 メートル前後、南辺の丸太町通が海拔 45.6 メートルで、北と南の標高差は 20 メートルまでとなっており、区全体として北に比べ南へいくほど低くなっており、その様子も堀川通の西と東とで異なり、西側よりも東の方が平坦となっている。

2 社会特性

上京区の人口は、昭和 30 年の 149、000 人をピークに減少が進み、83、561 人（令和 4 年 10 月 1 日現在）となっている。また、老年人口比率は 26.5%（令和 4 年 10 月 1 日現在）と、市内の平均値とほぼ同じである。（データは、令和 2 年国勢調査の人口に住民基本台帳を反映させた推定人口である。）

また、上京区には、「袋路」や「凧子」等の狭隘な道路だけに面した家屋も多く、火災時の避難など防災上、危険な箇所がある。

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険箇所の調査等に関する計画

災害危険箇所（以下「危険箇所」という。）の調査は、関係機関の協力を得て、区内危険箇所の総点検を行い、予想される諸問題の予防・応急・恒久対策の検討策定により災害発生時に対処できるようにするとともに、その状況、避難計画等を住民に周知し、自主防災意識の高揚を図るための計画とする。

1 事前調査

上京区防災会議議長（以下「議長」という。）は関係機関等を招集して、それぞれの機関からの危険箇所調書を机上にて検討・集約し、危険箇所を把握する。

2 防災パトロール(現地調査)

事前調査により検討・集約した危険箇所の合同パトロールを行い、その実態を把握する。

3 対策会議

合同パトロールによりチェックした危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるように計画を策定する。

4 調査の期間

調査は原則として年度当初に行うものとする。

ただし、議長が必要と認めるときは、随時行うものとする。

5 調査機関

調査機関は、行財政局防災危機管理室、北部土木みどり事務所、上京区役所、上京消防署、上下水道局きた下水道管路管理センター、上京警察署等とするが、議長は必要に応じて関係機関の参加を求めるものとする。

6 危険箇所の選定

危険箇所は、調査機関がその都度、協議して決定する。

第2節 水害予防に関する計画

台風や集中豪雨等の水害から市民の生命や財産を守るため、気象情報等の連絡体制や観測体制、水防体制を整備し、迅速な対応が可能な体制づくりが必要である。また、河川排水路の改修、下水道施設の整備などによる総合的な治水対策や道路、橋梁等の維持補修による、災害に強い市街地の形成が必要である。

1 気象、水位、雨量等の観測体制の整備

京都地方气象台や近畿地方整備局、京都府等が発する各種予報及び警報等や、本市が実施する水位や雨量の観測情報を関係機関や地域住民に迅速に通報できる体制の整備を図り、気象、水位、雨量の変化に即応できるように努める。

2 予警報の連絡体制の整備

気象予警報、洪水注意報や洪水警報及び水防警報等の河川情報、流域の雨量や水位情報等を迅速に把握し効率的な水害予防対策が実施できるように、京都地方气象台、近畿地方整備局、京都府等との情報連絡システムの強化を図る。

また、本市が実施する水位及び雨量観測情報や水防に関する対応状況等の情報を、関係機関が相互に共有し、迅速で総合的な水害応急対策の実施が可能なように、情報通信ネットワークの整備による対応を検討する。

第3節 火災予防に関する計画

災害時における消防活動を円滑に行い、災害による被害を軽減するための計画とする。

1 火災予防

市民の自衛と消防の機能を直結する効率の高い防災体制を計画的に押し進め、自主防災の強化を目標として推進する。

(1) 事業所の自主防火・防災管理体制の強化

防火管理者、防災管理者を選任する義務を有する防火対象物や予防規程を定める義務を有する危険物施設における自主防火・防災を強力に推進させるため、防火管理者・防災管理者等による防火・防災管理上必要な業務の適切な執行、自衛消防体制の強化について指導を徹底する。

また、上記以外の事業所に対し、査察による指導を強化し、火災危険の排除や火災等の災害発生時における初期活動措置等の指導に努める。

ア 防火管理に関する指導

防火管理者等が中心となって、火災予防に関する日常点検や、出火時の被害を軽減するための自衛消防組織の確保など、自主防火管理体制を確立するよう指導する。

イ 防災管理に関する指導

一定規模以上の事業所については、防災管理者等が中心となって、防災に関する日常点検や、地震等の災害発生時に被害を軽減するための自衛消防組織の確保など、自主防災管理体制を確立するよう指導する。

(2) 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者の半数以上が高齢者であり、今後その増加が懸念される。住宅火災を防止するために、市民自らの防火の取組と関係機関、団体等と連携した住宅防火対策を推進する。

ア 防火意識の高揚

イ 高齢者等の人命安全の確保

ウ 住宅用火災警報器等の普及促進

(3) 一般住宅に対する訪問防火指導の強化

ア 高齢者や身体に障害のある方で、災害発生時に自ら避難することが困難な方が居住する住宅や、危険物を使用して家内作業を行っている住宅など、火災危険並びに災害による人命危険度の高い住宅に対し、地域包括支援センターや民生児童委員等との連携による防火安全指導を強化し、火災危険等の排除に努める。

イ 上記ア以外の住宅についても訪問防火指導を実施し、火災危険の排除、火災等の災害時の早期通報、初期消火活動並びに避難の方法について指導する。

(4) 広報活動

防火座談会、防火講習会、防火映画会、防火管理研修、巡回広報、防火相談、広報発表、インターネット・広報媒体を通じた情報発信及び防火の集い等を実施する。

また、防火の運動として、次の運動等をそれぞれ実施するものとする。

文化財防火運動	1月23日から1月29日まで
春の火災予防運動	3月1日から3月7日まで
危険物安全週間	6月の第2週
夏の文化財防火運動	7月12日から7月18日まで
秋の火災予防運動	11月9日から11月15日まで
年末防火運動	12月15日から12月31日まで
無火災推進日	毎月5日及び20日

(5) 地域ぐるみの防火・防災対策の推進

戦前からの木造住宅や袋路が多く残る木造密集地域では、火災発生時における延焼危険や人命危険が他の地域に比べて高く、建物の老朽化、住民の高齢化などにより、その危険性はより一層増大する傾向にある。

そこで、その危険性を減少させるため、自主防災活動検討ワーキングの審議結果を受けた新たなガイドラインに基づき、自主防災会行動マニュアル及び自主防災部活動ファイルの検証・見直しを通じて防火・防災対策の普及啓発を推進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域ぐるみの防火・防災体制を確立する。

(6) 査察

防火対象物を第1種から第4種までに区分し、消防法に基づく立入検査を実施する。

(7) 設備

消防法に基づく消防用設備等の設置や維持管理指導及び火気又は電気を使用する設備、器具に対する防火上の指導、防災物品の規制、防災製品の普及指導を実施する。

(8) 危険物

危険物を製造、貯蔵又は取り扱っている危険物施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査、違反是正を実施し、危険物施設における安全を確保する。

(9) 文化財

所有者、管理者等への火災予防指導を進め、文化財等の消防活動対策と併せて、文化財と地域を

一体としてまもる取組の推進を行う。

2 火災警報等

(1) 火災警報

消防法の規定に基づく火災警報発令中における屋外の火の使用制限の実施並びに警戒広報を実施する。

(2) 火災注意報

次に掲げる状況のいずれかに該当し、消防局長が火災注意報を発する必要があると認めたとき、火災注意報を発令し、火災予防の啓発に努めるものとする。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となる見込みのとき。

イ 風速が毎秒7m以上となる見込みのとき。

ウ 京都地方気象台長が気象注意報又は気象警報を発表したとき。

エ 日々火災が多発しているとき。

(3) 消防機関における措置

消防局は、火災警報等の発令があったときは京都市火災予防条例及び予防規程に定める事項について実施するものとする。

第4節 風害予防等に関する計画

風害等を予防するために必要な事業又は対策に関する計画とする。

1 街路樹、公園樹木の風害予防対策

(1) 夏期剪定の実施

台風時期前に、風害を受けやすい街路樹のうち、柳の剪定と各公園の柳、ヒマラヤシーダーの剪定を実施し、風害を最小限に止めるように努める。

(2) 老巨木の枝切りの実施

公園内並びに、鴨川堤防上の巨大な樹木のうち台風等により倒伏又は落下の恐れのある太い枝を台風時期前に切除し、人命に対する危害予防と家屋の損壊を未然に防止するように努める。

(3) 支柱補強の実施

植栽後数年して根の不安定な樹種等に対し、台風時期前に支柱の補強を実施し、倒伏の予防に務める。

第5節 防災知識の普及に関する計画

区役所及び各種事業所の職員はもちろん、広く区民の防災意識を高め、防災活動に対する理解と協力を得るため、平常時から各種広報媒体を活用し、上京区の防災計画の概要、気象の知識、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な防災教育及び広報を行い、防災知識を普及させるための計画とする。

1 職員に対する防災教育

(1) 印刷物による普及

職員として知っておくべき防災の基礎知識等について機関誌等に掲載するほか、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。

(2) 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会等を毎年実施し、関係法令や防災計画の内容、運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

2 区民に対する防災知識の普及(啓発・教育)

(1) 普及する事項

ア 防災知識及び防災計画

イ 地震、風水害、火災等の災害についての知識と平素の心得

ウ 地域周辺の環境に合った防災知識

エ 各家庭での防災上の心得

オ その他防災に関する事項

(2) 普及の方法

ア 市民しんぶん、ポスター、リーフレット、屋外文字表示装置等広報資料を配布、回覧、掲示

し普及に努める。

イ 座談会、映画会、講演会、起震車による地震体験会等を開催し、防災知識の浸透を図る。

ウ パネル、看板などを展示し普及する。

(3) 実施時期

防災の日(9月1日)、防災とボランティアの日(1月17日)、無火災推進日(毎月5日及び20日)、火災予防運動期間等防災関係機関の実施する行事に合わせて行うほか、随時実施する。

(4) 普及の要点

ア 各家庭の出火防止と各個人、各家庭での防災対策が基本であることを徹底する。

特に地震の場合、初期消火及び救急応急処置の重要性の認識及び実行を図るよう指導する。

イ 自主防災組織の役割分担、活動内容などについて徹底する。

ウ 単発的、一時的でなく、繰り返し継続して防災知識の普及を行う。

第6節 訓練に関する計画

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねにより災害時に大きな力を発揮する。したがって、住民、事業所、ボランティア及び行政機関の連携体制を確立するため、実践的な防災訓練によって災害時の対応能力を高める。

1 区総合防災訓練

区役所及び区内防災関係機関は、自主防災組織や地域住民と一体となって各種訓練を実施し、災害時における防災関係機関及び住民相互の協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

2 災害対策本部運用訓練

勤務時間内外における地震等の突発的な災害の発生に対して防災対応力の向上を図るため、職員動員、被害情報収集、災害応急活動等に関する災害対策本部の訓練を実施する。

(1) 非常参集訓練

(2) 災害対策本部設置運用訓練

第7節 自主防災組織に関する計画

地域における自主防災体制の充実整備を図るための計画とする。

1 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民が連帯協同して、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために自主的な防災活動を行う組織であるが、防災機関等と一体となって地域ぐるみの安全防災を確立するうえにおいて重要な役割をもっている。

自主防災組織の活動としては、平常時においては、火災等の災害予防、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災資器材の整備等を行うとともに、災害時には、情報の収集連絡、出火防止、初期消火等の災害防ぎよ、負傷者等の救出救護、住民の避難誘導、給食給水等の活動を行うことが期待される。

2 自主防災組織の育成

(1) 育成の基本原則

自主防災組織の育成は、あくまでも地域住民が、連帯協同して、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に運営することを基本原則として、地域住民の理解と協力を得て、効果的に推進していくものとする。

(2) 推進機関

消防署、区役所その他の推進機関は、「京都市自主防災組織推進要綱」に基づきそれぞれの所掌事務等に応じて、積極的に自主防災組織の育成を推進するものとする。

(3) 育成指導

自主防災組織の育成指導に当たっては、「自主防災活動ファイル」等を参考として推進するほか、防災意識等の普及高揚を図るため、広報資料等を活用して、防災座談会、防災訓練等の防災行事の開催などを積極的に行うものとする。

(4) 防災行動マニュアルの運用支援

発災時の避難行動及び防災行動を具体的に明記した自主防災組織の防災行動マニュアルを策定し、自主防災会全体で組織的に災害に対応していく。

(5) 防災計画の策定

自主防災組織は、災害による被害を予防し、軽減するために、効果的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初期初動計画

1 勤務時間外の地震発生に対する初期初動活動の基本

(1) 地震情報の収集

各職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったときは、各自インターネット、テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集し、事前に定められた動員計画に基づき、各自定められた部署へ参集する。

(2) 参集後の初期初動活動

参集した職員は、各所属で定める計画に基づき対応する。

なお、参集後の初期初動活動の基本は、勤務時間内における基本と同様である。

2 勤務時間内の地震発生に対する初期初動活動の基本

(1) 地震直後の緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合、各職員は、地震直後の緊急措置として次の措置を講じる。

ア 各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火等の実施

イ 在庁者の安否確認と避難誘導の実施

ウ 各庁舎、施設等の緊急安全措置の実施

エ 非常用自家発電装置、通信機能等の確保

(2) 地震情報の収集

各事業所は、本市防災行政無線による伝達や京都市防災危機管理情報館、インターネット、テレビ、ラジオ等から地震情報を入手する。

(3) 上京区災害対策本部体制

区長は、京都市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されたとき、又は本部が設置されない場合においても、災害応急対策の実施のため必要と認めるときは、上京区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、必要な災害応急対策を実施する。

(4) 初期災害情報の収集

区本部長は、被害情報、人命の救出に関する情報、火災に関する情報など、初動体制に必要な情報を収集し、本部及び関係機関等へ逐次報告する。

(5) 総合的な初期初動対応の調整

区本部長は、震災初期の段階に区内において人命の確保及び二次災害の防止を目的として初期活動の円滑化を図るため、区本部内に管内の消防、警察等の派遣職員による総合的な協議及び調整の場を設け、必要に応じて、本部長に対して自衛隊、日本赤十字社京都府支部、京都府医師会等防災関係機関の職員の派遣を要請する。

第2節 上京区災害対策本部運用計画

1 区災害対策本部の設置

(1) 区災害対策本部設置基準

区長は、以下の基準により区本部を設置し、必要な措置をとるものとする。

ア 本部が設置されたとき

イ 本部が設置されない場合においても、区の地域において、被害状況により、総合的な応急対策を実施する必要があると認めるとき。

京都市災害対策本部の設置基準

(地震時)

1 京都市域で震度5弱(京都地方気象台発表。以下同じ。)以上の地震が発生したとき。

2 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき、又は南海トラフ地震が発生したとき。

3 地震による被害により総合的な応急対策の必要があるとき。ただし、震度4以下の地震時であっても、被害等の発生状況により応急対策が必要と認められる場合においては、本部を設置し、必要な配備体制を発令する。

(その他の災害時)

1 気象業務法に基づく気象注意報又は警報が発せられ、本部設置の必要があると認められるとき。

2 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

区本部は、原則として区役所内に設置する。ただし、災害によって、区庁舎が使用不能の場合等においては、関係機関と協議して他の公共施設に設置する。

(2) 通知

区長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長(市長)及び必要な関係機関等にその旨を通知する。

(3) 区本部の業務

区本部の主な分掌事務は、次のとおりとする。

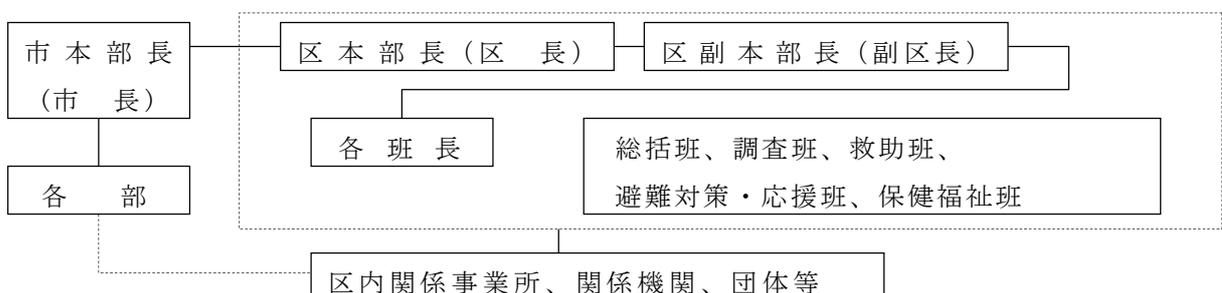
ただし、区本部長は、必要に応じ、臨機の措置を講じることができる。

- ア 本部(本部事務局)、各部及び関係機関等との連携に関すること。
- イ 災害対策の総合調整に関すること。
- ウ 被害状況の調査、報告に関すること。
- エ 災害応急対策の実施状況の把握、報告に関すること。
- オ 避難準備、指示、避難誘導に関すること。
- カ 避難所の開設、運営に関すること。
- キ 広報、広聴(安否情報を含む。)に関すること。
- ク 炊き出しその他による食料の給付に関すること。
- ケ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。
- コ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。
- サ 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
- シ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
- ス リ災証明(火災によるものを除く。)等の災害に関する諸証明に関すること。
- セ 行方不明者の捜索等の措置に関すること。
- ソ 遺体の収容、安置及び処置に関すること。
- タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
- チ 市税の減免等生活相談に関すること。
- ツ 被災者の生活相談に関すること。
- テ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
- ト 被災要保護者に対する救援措置に関すること。
- ナ 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産に関すること。
- ニ 被災地の防疫活動に関すること。
- ヌ 被災地の食品衛生、環境衛生及び環境監視に関すること。
- ネ 医療関係機関との連携に関すること。
- ノ 所管施設、業務に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
- ハ 所管施設等の応急復旧に関すること。
- ヒ 所管施設の入所者、来庁者等の安全確保に関すること。
- フ 所管業務に係る必要な資機材の調達に関すること。
- ヘ その他区における救助の実施に関すること。

(4) 区本部の組織

区本部長は区長とし、区副本部長には副区長をもって充てる。区本部には、業務に応じて班を設けるとともに、班長を置く。班長は、区本部長が指名する職員とする。

上京区災害対策本部組織図



(5) 連絡調整

区本部長は、管内区域に係る災害応急対策の調整及び実施を図るため、管轄区域内の本市関係機関、警察署、防災関係機関等との密接な連携をとるものとする。

また、各関係機関にあっては、管轄区域内の区本部に連絡要員等を派遣するなどして、区本部との緊密な連携を図るものとする。市本部長より土木2号体制の活動体制が指示された場合は、建設部が、また、第3号体制以上の活動体制が指示された場合は、環境政策部及び消防部は、体制が整い次第、速やかに区本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、緊密な連携を図る。

区本部長は、第2号体制以下の活動体制において、必要と認める場合は、環境政策部及び消防部と調整のうえ、情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請することができる。要請を受けた各部は、各部内において体制が整い次第、速やかに区本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

区本部長は、環境政策部、建設部、消防部及び警察署等から情報連絡員（リエゾン）を受け入れ、緊密な連携を図る。

なお、区本部長は、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、管轄区域の本市関係機関の長に対し、必要な対策の実施を要請することができる。ただし、その場合においては、直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

また、区本部長からその要請を受けた本市関係機関の長は、当該所属の部の長から受けている指示に違反しないときは、その要請に応じるものとする。

(6) 区対策本部会議

区本部の活動方針等の重要な事項を決定するため、区本部に区対策本部会議を設け、必要に応じて開催する。区対策本部会議は、区本部長が指名する者をもって構成する。また、区本部長は、必要に応じて、管轄区域内の本市関係機関や防災関係機関の職員に参画を求めることができる。

2 関係機関との協力

区本部等は、災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、国、京都府、京都市防災会議を構成する機関等との緊密な連携、協力を図るとともに、必要に応じ、関係団体、企業、住民組織、ボランティア組織等との協力のもとに、区民の安全確保や被害の軽減に努めるものとする。

第3節 配備動員計画

1 配備計画

(1) 配備の基準

本部長は、災害の規模、種類等に応じて、京都市災害対策本部要綱別表第6に定める配備(活動)体制を発令する。

種 類	状 況	配置人員の基準
第1号体制	1 気象注意報が発令され、かつ、被害が発生するおそれがあるとき。 2 気象等警報が発令されたとき。 3 小規模の応急対策が必要であるとき。 4 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。	1 部等の職員若干名
※ 土木2号体制	1 洪水予報河川（桂川、宇治川、木津川、鴨川、高野川）ではん濫注意情報・警戒情報又は土砂災害警戒情報が発令されたとき。 例：はん濫注意情報・警戒情報：発令河川両岸の土木事務所。 土砂災害警戒情報：発令行政区所管の土木事務所。 2 洪水予報河川ではん濫注意情報・警戒情報又は土砂災害警戒情報が発令される可能性が高いとき。 3 暴風警報が発表され、発表時点での台風の強さが「非常に強い」台風又は「猛烈な」台風であるとき。	1 各土木事務所班の職員全員 2 各土木事務所の応援指定職員 （各土木事務所の応援指定職員等については、本庁の災害活動体制から除く。）

第2号体制	1 局地的に相当規模の被害が発生するおそれがあるとき。 2 洪水予報河川で氾濫注意情報（洪水注意報）又は氾濫警戒情報（洪水警報）が発表され、かつ、被害が発生するおそれがあるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、被害が発生するおそれがあるとき。	1 部等の課長級以上の職員全員とその他の職員若干名
第3号体制	1 局地的に相当規模の被害が発生し、被害が更に広範囲に広がるおそれがあるとき。 2 特別警報（地震以外）が発表されたとき。 3 京都市域において震度5弱若しくは震度5強の地震が発生し、又は南海トラフ地震が発生したとき。 4 関西電力（株）大飯発電所において原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象が発生したとき及び京都府域に同法第15条の原子力緊急事態宣言が発出されたとき。 5 洪水による被害が発生したとき。 6 土砂災害による被害が発生したとき。	1 部等の職員1/2程度
第4号体制	1 数区にわたり被害が発生したとき。 2 大規模な被害が発生したとき。	1 部等の職員3/4程度
第5号体制	1 市全域に被害が発生するおそれがあるとき。 2 市全域に被害が発生したとき。 3 京都市域において震度6弱以上の地震が発生したとき。	1 部等の職員全員*

(注) ※災害発生時における土木事務所の応急対応を迅速・的確に実施するために、京都市災害活動体制1号と2号の間に、建設局独自基準として「土木2号」を設置し、職員の動員配置を前倒しする

* 傷病者、妊婦等参集困難者を除く。

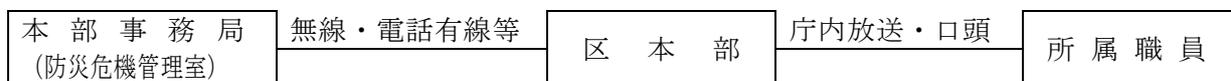
所管業務を実施するうえで必要と判断する事業所等においては、上記基準を超えて、別に定める活動体制に基づき対応する。

本部長は、災害の発生、継続又は拡大のおそれなくなつたと認めるときは、配備(活動)体制を解除する。

(2) 指令の伝達

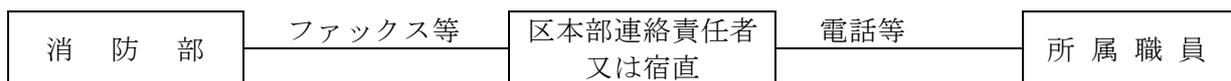
ア 勤務時間内

(勤務時間内の指令の伝達)



イ 勤務時間外

(勤務時間外の指令の伝達)



(3) 配備

ア 勤務時間内

区本部長は、「配備(活動)体制」が発令されたときは、あらかじめ定められた職員を配備につけ、警戒活動又は応急対策活動を命ずる。

イ 勤務時間外

勤務時間外における職員の配備は、次項の「動員計画」の定めるところによる。

2 動員計画

(1) 参集基準

ア 地震時

各職員は、勤務時間外において京都市域内において災害が発生した場合には、前記「配備計画」に基づき速やかに参集するものとする。

なお、震度5弱以上の地震時にあつては、指令の伝達を待つことなく速やかに参集することとする。震度4以下の地震の発生時においても、必要に応じて、定められた連絡網により動員の指令を発令することがある。また、震度5(弱及び強)の地震時にあつても、必要に応じて、活動体制の強化を図ることがあるので、参集対象以外の職員にあつても、インターネット、緊急地震速報、テレビ、ラジオ等の地震に関する情報に注意するとともに、連絡体制を確保し、速やかに対応できるよう準備しておくものとする。

イ その他の災害時

各職員は、定められた連絡網による動員の指令によって参集するものとする。ただし、緊急を要すると判断する場合にあつては、指令の伝達を待つことなく自発的に参集することとする。

(2) 参集場所

参集場所は、原則として(可能な限り)自己の勤務場所とする。ただし、交通機関の途絶や道路の被害等により自己の勤務場所への参集が困難な場合には、最寄りの区本部等に一旦参集し、当該所属の責任者等の指示に従うものとする。

(3) 安全確保

区本部長は、災害対策要員が災害対策活動を行うに当たり、安全確保を徹底する。

第4節 情報収集、広報、広聴計画

1 地震に関する情報の収集伝達

(1) 地震情報の収集

本市域において、震度4以上の地震が発生した場合は、消防部長は、京都地方気象台が発表する地震情報を収集するとともに、本市設置の地震計の計測値を確認する。また、各部等においても、インターネット、テレビ、ラジオ等により情報の収集に努める。

(情報の内容)

ア 各地の震度	ウ 地震の規模(マグニチュード)
イ 震源地	エ 余震に関する情報

(2) 地震情報の報告・伝達

消防部長は、本市域において震度4以上の地震が発生したときは、収集した情報を本部長に報告するとともに、庁内放送、防災行政無線等を利用して、各部等に内容の伝達を行う。

なお、勤務時間外にあつては、通信の途絶等の可能性があるため、消防部長は、可能な範囲において、定められた連絡網により、同様の措置を講じる。

2 被害状況の収集、報告

(1) 被害状況等の収集

各機関は、本市域において震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集活動を実施し、管轄区域や所管施設等の被害状況等の把握を行う。必要に応じて、パトロールの実施や関係機関、団体等との緊密な連絡を行う。

また、初期的段階においては、所管業務にかかわらず、市内の被害規模の全体像の把握のための概括的な情報を併せて収集するものとする。勤務時間外にあつては、参集職員が収集した情報についても、取りまとめるものとする。震度4以下の地震の場合にあつても、必要と認める場合にあつては同様の措置を講じるものとする。

(2) 被害情報等の報告・伝達

各機関は、収集した被害状況等災害に関する情報及び応急対策の実施状況等を区本部に報告するとともに、区本部は、その内容をとりまとめ、本部長に報告するものとする。

ア 報告の内容

(ア) 被害の状況

(イ) 災害応急対策の実施状況

応急対策の実施状況(避難指示、救助活動、応急措置等既に行った措置)、応急対策の実施方針、応援職員の要請その他要望事項、今後実施しようとする措置等

(ウ) その他応急対策の実施上参考となる事項

イ 報告の種類

(ア) 災害状況報告(逐次)

災害が発生した場合の状況及び予想される被害の内容その他応急対策を講じるために必要な情報又は既に実施し、若しくは実施しようとする応急措置について報告する。

(イ) 被害概況報告(速報)

初期的段階においては、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、所管業務にかかわらず、迅速性を第一に、被害の有無及び程度の概括的な情報を収集し報告する。

〈収集する事項(場所、覚知時間を含む。〉)

- | |
|------------------------------|
| a 人命危険の有無及び人的被害(死者、負傷者)の発生状況 |
| b 住家被害の状況(全壊、半壊) |
| c 火災等の二次災害の発生状況、危険性 |
| d 住民の避難状況 |
| e 道路交通状況や被害状況(通行の可否) |
| f 公共施設(庁舎、医療機関、福祉施設等)の被害状況 |
| g 鉄道等の被害状況や運行状況 |
| h ライフライン(水道、電気、ガス等)の被害状況 |
| i その他防災活動に必要な情報 |

(ウ) 被害状況報告(中間)

区本部長は、被害概況速報後、被害の確定までの間については、区内の関係機関等との情報連絡に努め、区単位の被害状況等の取りまとめを行い、本部長の指示に基づき、逐次本部長に報告するものとする。

(エ) 被害確定報告

区本部長は、被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した場合は、速やかに本部長に報告する。

(3) 用語及び認定基準

「災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準」のとおりとする。

3 通信手段及び連絡

有線電話途絶時においては、防災行政無線、携帯電話の活用のほか、消防無線その他の業務用無線(公害、交通、水道等)の利用や、連絡員の派遣など、災害の状況に応じ可能な措置を講じ、可能な限り迅速な情報伝達を講じる。

4 広報活動

(1) 緊急広報

区内において災害による危険が切迫し、区民等に避難のための立ち退きの指示を発令する場合は、区本部長は、警察署長や消防署長、水防関係責任者等と連携して、速やかに緊急広報を実施する。

緊急広報は、必要に応じて広報車及び職員を派遣して個別巡回で実施する。

(2) 緊急広報の内容

緊急広報の内容は、「避難指示を発令した理由」「避難指示の対象区域」「避難先及び所在地(広域避難場所名称等)」「避難経路(指定避難路名称等)」のほか、避難に際しての注意事項等とする。

(3) 一般広報

区本部は、本部、関係機関等と連携して区民に対し、下記の広報活動を行う。

(主な広報事項)

ア 災害情報

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (ア) 災害の発生状況(余震情報等) | (イ) 本部等の設置と活動状況 |
| (ウ) 避難誘導及びその他注意事項 | (エ) 市内の被害状況 |
| (オ) 家庭、職場での対策と心得 | (カ) その他必要な事項 |

イ 生活関連情報

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| (ア) 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み | (イ) 道路状況 |
| (イ) 食糧、生活必需品等供給状況 | (ウ) 医療機関の活動状況 |
| (エ) 鉄道、バス等交通機関運行状況 | (オ) その他必要な事項 |

ウ 救援措置情報

- | | |
|---------------------|------------------|
| (ア) 災証明書等の発行状況 | (イ) 各種相談窓口の開設状況 |
| (ウ) 税、手数料等の減免措置の状況 | (エ) 災害援護資金等の融資情報 |
| (オ) 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 | (カ) 市業務の再開状況 |
| (キ) その他必要な事項 | |

5 広聴活動

区本部は、被災者の状況に応じて被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。また、区民等からの電話による相談に対しては、専用電話を指定し対応する。また、各関係機関は、それぞれの業務について、必要に応じて専門相談所を開設する。その場合は、すみやかにその旨を区本部長に報告する。

第5節 避難誘導、避難所運営計画

1 避難情報の発令及び警戒区域の設定

(1) 避難情報の発令

区本部長は、本部長（市長）が発令する避難情報以外に、次のとおり避難情報を発令する。

- ア 区本部長は、管轄区域内において火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、消防署長、警察署長と協議して避難情報を発令する。
- イ 災害応急活動中において前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長による避難情報の発令を待つとまがないときは、災害応急活動中の消防署長は避難情報の発令を、警察官は避難指示の発令又は避難命令（警察官職務執行法に基づき、災害により危害を受けるおそれのある者を避難させるこという。）を行う。

(2) 避難の判断基準

ア 高齢者等避難

災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始する必要がある場合に提供する情報

- (ア) 河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、かつ、洪水のおそれのあるとき。
- (イ) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害のおそれがあるとき。

イ 避難指示

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害に拡大を防止するため特に必要がある場合に、市民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの

- (ア) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (イ) 河川が避難判断水位（特別警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (ウ) 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (エ) 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- (オ) 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり住民に生命の危険が認められるとき。
- (カ) その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき。

ウ 警戒区域

災害が発生した場所、又は発生危険が切迫し、市民の生命や身体への危険を防止するため、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止、退去の命令を行う場合に設定する区域

(3) 避難情報発令の報告

- ア 区本部長は、管轄区域内において避難情報を発令した場合は、直ちに本部長に報告する。
- イ 区本部長は、消防署長、警察署長から避難情報を発令した旨の報告を受けた場合は、直ちに本部長に連絡する。

(4) 避難情報の伝達

区本部長は、消防署長及び警察署長等と連携し、避難情報が発令された場合、又は避難情報の発令を行う場合は、あらかじめ定められた系統により、関係住民等に伝達する。

ア 伝達の方法

(ア) 広報車による伝達

区本部長は、消防署、警察署等と連携して、広報車等により、関係地区を巡回して伝達する。

(イ) 個別巡回による伝達

区本部長は、あらかじめ定められた伝達系統に従い、消防署、警察署の職員、消防団員、自主防災組織等と連携して関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要があるときは各家庭を戸別に訪問して伝達の周知を図る。その際、自主防災組織、自治会等の住民組織に協力を求め、高齢者、障害のある方、乳幼児、傷病者、妊産婦、日本語を解することができない外国人等(以下「避難行動要支援者」という。)に、確実に伝達するよう留意する。

イ 伝達の内容

避難情報が発令された場合、又は避難情報の発令を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

(ア) 避難情報の発令者

(イ) 避難情報の発令理由

(ウ) 避難を要する地域

(エ) 避難場所の指定

(オ) 避難経路(必要ある場合)

(カ) 注意事項(火災・盗難の予防、携行品、服装等)

(5) 警戒区域設定の実施

区本部長は、消防署、警察署と協議し、警戒区域を設定するときは、その目的上必要な区域を定めて、必要な広報やロープ等により明示を行う。

(6) 避難情報の解除

区本部長は、避難情報の発令後、避難の必要が無くなったと認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を広報するとともに、公示するものとする。

2 避難誘導対策

(1) 住民の避難行動

ア 避難行動の原則

(ア) 住民の避難行動は、原則として自主防災組織又は自治会、町内会等別に、組織的に行う。

(イ) 避難行動要支援者を優先する。その際、防災関係機関等の協力を得ながら可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された避難行動要支援者の存否を確認する。

(ウ) 原則として、徒歩によるものとする。

イ 避難場所

区民は原則として自主防災組織又は自治会、町内会等においてあらかじめ定められた「地域の集合場所」へ集合する。更に火災の拡大状況等により、危険が迫っていると感じたときには、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示又は自身の判断により、他の場所又は最寄りの広域避難場所へ避難する。

(2) 避難誘導の実施

ア 避難誘導の原則

(ア) 避難誘導は、自主防災組織が中心となり、警察機関、消防機関、区本部その他防災関係機関の有機的な連絡体制のもとに実施する。

(イ) 警察機関、消防機関、区本部その他防災関係機関は、避難誘導に必要な情報を収集し、自主防災組織への伝達に努めるとともに、相互連絡体制の確保に万全を期する。

(ウ) 避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた最も近い広域避難場所等へ誘導する。

ただし、災害の状況により上記の避難誘導ができないと判断される場合にあっては、直ちに本部、区本部等の指示を受ける。

イ 配慮事項

避難誘導に当たっては、特に次の事項に十分配慮し、自主防災組織等への情報提供に努める。

(ア) 避難誘導を実施する地域の火災の発生状況と拡大の見通し

(イ) 避難路付近の火災の状況と損壊の程度(橋りょうを含む。)

(ウ) 避難行動要支援者の安全確保

(エ) 広域避難場所の収容可能状況と地域人口

(オ) 繁華街、観光地等における避難誘導の実施

(3) 移送

避難は、避難者が各個に徒歩で行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、区本部は、警察、消防、自衛隊等の協力を得て、車両、船艇、ヘリコプター等により移送を行う。

3 避難所の開設

(1) 開設基準

区本部長は、避難情報の発令、又は災害が発生した場合において必要な避難所を開設する。

なお、使用する体育館等が、浸水により使用できない場合又は避難者が収容可能人員を上回るなど予定している体育館等が不足する場合は、区本部長は、施設管理者と協議のうえで他の公共施設等を避難所に指定することができる。

避難所の指定基準

規模：1人につき2平方メートルを基準として100人以上収容することができる建物とする。ただし、山間部その他周囲の状況により、当該基準によりがたい場合には、個別の状況を勘案して指定する。

構造：速やかに被災者を受け入れ、生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものとする。

交通：輸送が比較的容易な場所にあるものとする。

(2) 収容対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- イ ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者
- ウ 避難指示が発せられる等により緊急避難の必要がある者
- エ 交通機関が被害を受け、一時帰宅が不能となった者

(3) 開設期間

避難所を開設する期間は、原則として7日以内とする。ただし、被災の状況によって、京都府、国と協議のうえで期間を延長することができる。

なお、開設期間の長期化が見込まれる場合においては、区本部長は、応急教育の実施等施設の本来機能回復に支障がないよう、状況に応じて避難所の統廃合を行う。

(4) その他の基準

その他避難所の開設及び運営に関しては、災害救助法に定める基準に準じて実施するものとする。

4 避難所の運営管理

(1) 避難所の運営体制の整備

東日本大震災の教訓等も踏まえ、京都市域で大規模災害・事故等が発生した場合に避難が必要な住民等を収容する避難所を迅速に開設・運営するため、関係局・区のほか、市民代表も加わって、避難所運営の標準マニュアル作成について検討を進め、平成24年10月に発表した。この標準マニュアルに基づき、各区は、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの作成を完了した。

ア 避難所の運営体制の整備

避難所運営マニュアルに基づいて、施設管理者や自治会等の住民組織と共同して役割分担による避難所の運営を想定した防災訓練等を実施し、相互の意識の向上と連携体制の整備を図る。また、訓練の結果から、避難所運営マニュアルの見直しや、必要な資料、備品等の検討を行う。

イ 避難所運営に関する男女共同参画の推進

避難所の開設・運営に際しては、生活者としての女性の視点が重要であり、運営組織等には男女が共同して参画することを基本とする。

(2) 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、早期に生活を再建することができるよう、避難者の自立を促し、避難所の早期解消を図ることを基本とする。

なお、地域の主要な避難所は、避難者のための対策活動だけでなく、地域の被災者の食料、物資等の供給、情報の収集・連絡等、さまざまな災害対策活動の拠点ともなる。災害発生後、区本部等は、ここを拠点として、自治会、社会福祉協議会、自主防災組織等、施設管理者その他関係

機関と連携して、以下のような活動を行う。

項目	内容
ア 情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者をはじめとする被災者の状況、援護ニーズ等の把握 ・広報刊行物等の配布、掲示板等による情報伝達
イ 食糧、生活必需品等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の食糧、生活必需品等の需要把握、配布のルールづくり(避難所等における受付、避難行動要支援者への配布等) ・炊き出しの実施
ウ 給水活動	<ul style="list-style-type: none"> ・個別給水のルールづくり(給水拠点から避難行動要支援者宅等への運搬給水等) ・河川水、井戸水、浄水器等による生活用水確保
エ 保健衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保健救護活動 ・地域の清掃、ごみ出し、トイレ使用等のルールづくり
オ その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防火・防犯見回りの実施 ・行方不明者の捜索 ・各種生活相談等

5 福祉避難所

区内の公営・民営の社会福祉施設等の管理者等関係機関と協議のうえ、避難行動要支援者向けの福祉避難所の指定を進める。

区本部長は、避難所内の避難行動要支援者の健康状態、必要な援護の種類等を勘案し、既存の社会福祉施設のみでは、避難行動要支援者の受入れが困難な場合には、保健福祉部長と協議し、区内の公共施設等の中から利用可能な施設を調査するとともに、当該施設の管理者との協議のうえ、福祉避難所を開設する。

6 避難生活長期化への対応

大規模な地震災害においては、避難生活が長期化することが考えられるため、区本部及び関係機関は、状況に応じて必要な対策を実施する。

- (1) 被災者の健康相談等の実施
- (2) 食事対策の改善
- (3) 避難者の自立支援(情報提供、生活相談等)
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他

第6節 消防活動計画

1 消防活動体制

(1) 災害活動組織

災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を、また、消防署に局警防本部の統制の下に災害活動を遂行する署警防本部を設置する。

(2) 活動態勢

警防本部及び部隊の活動態勢について、災害の規模に応じて警防本部の組織及び人員の強化並びに部隊の増強を行う。

なお、京都市域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が自動的に応召する。

2 情報収集活動及び報告

(1) 情報収集活動の原則

震災消防活動の適正な判断を行うため、方針決定のために必要な情報を重点的に収集するとともに、可能な限りの手段及び方法を用いて迅速、的確に行う。

(2) 情報収集活動

ア 地震が発生したときは、意思決定支援システムにより市内全体の被害状況を即時に予測する。

イ ヘリテレビ電送システム等を活用するとともに、高所見張、消防隊等、応召職員、防災関係機関及び消防団等から積極的に災害情報等を収集する。

ウ 収集した情報は、一元的に局震災警防本部で集約する。

3 震災活動の方針

- (1) 延焼火災が多発しているときや多発することが予測されるときは、総力を挙げて消火活動を実施する。
 - (2) 発生した延焼火災の件数や予測される延焼火災の件数から、現有消防力による対応が可能であり、かつ余力があるときは、救助活動・救急活動を実施する。
 - (3) 延焼火災の発生件数が少ないときや少ないと予測されるときは、救助活動・救急活動を重点的に実施する。
- 4 消防団活動の原則
- 消防団は、火災の早期鎮圧、市民の安全確保を目標として、人員、装備、器材を最大限に活用しながら、管轄地域で速やかな災害対応を行う。
- (1) 管轄地域における被害状況等の情報収集活動を行い、署震災警防本部へ報告する。
 - (2) 管轄地域で発生した災害に対する消火、救助、応急救護活動等を行う。
 - (3) 消防隊等の活動に対して支援活動等を行う。
- 5 自主防災組織等の活動
- 自主防災組織・事業所自衛消防組織は、「自分たちのまち、自分たちの事業所は、自分たちが守る」の自主防災の理念のもと、まず自分の家庭や事業所において、身の安全の確保を図ったのち、出火防止措置等を実行する。更に地域や事業所等において互いに協力し、地域連携による防災行動力を発揮し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。
- (1) 自主防災組織及び事業所自衛消防組織は、発災直後から任務分担を適切に運用し、情報収集、火災発生防止、初期消火、救出・救護、避難誘導等の自主防災活動に当たる。
 - (2) 自主防災組織等は、地域及び事業所における被害状況等の情報を、必要に応じて署警防本部又は区本部に連絡する。
 - (3) 自主防災組織等は、自主防災活動の実施に当たって、互いに連携、協力するとともに、管轄消防分団との連携に努める。
- 6 関係機関との連携
- (1) 警察及び自衛隊

災害現場において警察機関、自衛隊と人命救助活動等を共同で実施するときは、活動区域及び活動内容について調整を行い、重複活動を避けて効率化を図るとともに、相互の情報交換に努める。
 - (2) 協定業者・団体等

人命救助、消防活動障害の排除等について協定業者等を要請し共同活動を実施するときは、作業内容を指示するとともに、共同活動全体の指揮を行う。

第7節 医療救護、保健衛生計画

1 救急医療のコーディネート

(1) 医療機関等の被害状況の把握

区本部(保健福祉班)は、直接的な医療活動への従事は必要最小限で行うとともに、下記の活動を実施し、保健福祉部長(救急医療調整チーム)に状況の報告を逐次行うものとする。

人的被害(死者、負傷者等の発生状況)の情報収集、京都府救急医療情報システムの情報、地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により、管内区域内の医療機関等の被害状況、避難所の開設状況や医療ニーズの把握を行う。

(2) 応援救護班の避難所への受入れ、活動環境の確保

区本部(保健福祉班)は、避難所等に派遣された救護班が活動できる環境を整え、避難所等の運営責任者等と必要な連絡調整を行う。また、地理に不案内な救護班については、集合場所から派遣先まで案内する。なお、ボランティア等、独自の判断で参集した医師、看護師等については、救急医療調整チーム又は区本部が受入れの調整を行い、救護班の編成、派遣先や業務等の指示を行う。

ア 拠点救護所に応援救護班の受入窓口を設置し、開設する

イ 派遣計画の作成(派遣先、派遣医師・看護師の人数、診療科目等)

ウ 宿泊施設、食料、飲料水の確保

エ 医薬品、資器材等の配分調整体制の整備

オ 救護班の派遣調整、受入れ(避難所等、又は、派遣先が医療機関の場合は当該医療機関)

カ 医療救護、保健、防疫等に関する市民への相談、広報、広聴

2 避難所等での保健衛生指導

区本部(保健福祉班)は、保健師等を派遣し被災地及び避難所等における生活環境、保健衛生に関する普及啓発や、食品、飲料水等の衛生状況を把握し、状況に応じた保健衛生指導を行う。

- (1) 食品の衛生管理(保存方法、調理方法など食品の取扱い方法及び調理者の衛生管理等)
- (2) 飲料水の衛生管理(必要に応じて煮沸後の飲用、井戸水の消毒等)
- (3) 手洗いの励行、手指の消毒
- (4) 手指消毒用アルコール等の配備
- (5) トイレ等の衛生管理(消毒方法等)
- (6) 生活環境(換気・砂ほこり等)
- (7) 飼育動物の適正飼育(扱い方、糞尿処理方法等)
- (8) その他衛生情報(入浴施設等の情報)

3 食の安心安全対策

区本部(保健福祉班)は、食品衛生監視班を編成し、食品関係業者への監視・指導を行う。

ア 災害発生地域の食品関係の整備、器具等の消毒衛生措置の監視指導

イ 災害発生地域の食品関係営業施設の販売食品・原料食品の衛生監視、不良食品の廃棄等必要な措置

ウ 食品製造業、大量調理施設への監視指導

4 避難所等での保健活動の実施

区本部(保健福祉班)は保健師等を派遣し、避難所等における生活環境や保健衛生の整備を図るとともに、被災者の健康管理や要支援者への支援体制を確保する。

ア 保健師チームの派遣要請・派遣調整・活動支援(受入体制の整備)

イ 被災者の安全確保、負傷者への対応、医療受診援助

ウ 避難所等において、健康相談窓口の設置、保健医療相談、医療情報の提供、巡回医療チームとの連携

エ 避難所等の健康調査、健康相談、健康情報提供、被災地域の全戸訪問による健康調査要支援者への支援、処遇調整(生活スペースの安全確保、福祉避難所等への処遇調整)

オ こころのケア

カ 栄養指導、口腔ケア対策

第8節 災害警備・交通規制計画

1 警備体制

府内において震度5強以上の大地震が発生した場合は、直ちに警察本部に「京都府警察緊急事態対策本部」、上京警察署に「京都府上京警察署緊急事態対策本部」を設置するとともに、警察職員は原則として自所属に参集し、必要な警備体制をとるものとする。

2 災害警備活動

地震災害が発生した場合は、その状況に対応し、次の警備活動を行う。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 避難道路及び緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- (5) 遺体の検視、検分及びその身元の確認
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- (8) 地震に関する広報活動
- (9) 関係機関の活動に対する支援
- (10) その他災害警備に必要な警察活動

3 交通規制計画

(1) 交通規制対策

ア 警察は、災害の発生を認知した場合は、道路の被害状況等を調査し、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路(緊急交通路候補路線等)に道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両(災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下同じ。)

の被災地域内への流入抑制措置をとる。

イ 警察は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案のうえ、速やかに、緊急交通路（区域又は区間を含む。以下同じ。）を指定し、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限（以下「災対法交通規制」という。）を実施する。

また、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、迂回路を指定する。

ウ 警察は、前記イの交通規制を実施後、人命救助等の災害応急対策が概ね終了したと認められた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案のうえ、災対法交通規制を解除するとともに、道路交通法に基づく交通規制を実施する。

(2) 交通情報の広報

交通情報の広報については、次の要領により、交通規制の実施状況及び解除の見通し、迂回路、交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

ア ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送(映)を依頼する。

イ 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう要請する。

ウ 府交通安全協会、同バス協会、同トラック協会、同乗用自動車協会、同自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。

エ 広報車、警察のパトカーなどにより交通情報を広報する。

オ 住民からの交通情報の照会に対しては、直接応答、又は電話応答装置(テレガイド)などにより適切に回答する。

カ 沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第9節 輸送活動計画

1 緊急輸送の実施

災害時においては、通常の輸送機能が低下することに加え、同時に大量の緊急輸送需要が発生することが予想されるため、人員及び物資の輸送は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、概ね次のとおり段階的に実施するものとする。

段階	輸送対象
ア 第1段階	(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための必要な人員及び物資 (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資 (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
イ 第2段階	(ア) 上記アの続行 (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資 (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
ウ 第3段階	(ア) 上記イの続行 (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 (ウ) 生活必需品

2 緊急輸送ルートの確保

地震による被害が発生した場合は、応急対策に必要な人員及び物資を迅速に輸送する必要があり、このための緊急輸送ルートを確保する。

(1) 緊急輸送道路等道路交通の確保

災害が発生した場合、緊急輸送活動を迅速、確実に実施するため、道路交通法、災害対策基本法等に基づく必要な交通規制を実施するとともに、緊急輸送道路ネットワークを中心に道路交通の確保を行うものとする。

ア 道路被災状況の把握

道路管理者は、事前に定めた緊急輸送道路を中心に、速やかに道路パトロールを実施し、道

路の被災状況等を把握する。

イ 交通・通行規制の実施

道路管理者及び警察関係機関は、地震災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、次の区分により、速やかに必要な規制を行う。ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡のもとに適切な処置をとる。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法 第6条第4項

ウ 道路啓開の実施

道路が損壊し、又は道路上の障害物等により通行不能になった場合、道路管理者は、速やかに応急的に通行可能とする措置を行うものとする。

なお、建設部(土木事務所等)は、他の道路管理者、京都府警、消防部等と協議、連携し、概ね次の基準により啓開路線を選定する。

1 緊急交通路候補路線
2 緊急輸送道路(第1次～第3次)
3 その他主要な防災拠点等を結ぶ路線

(2) 緊急ヘリポートの確保

災害の状況により、ヘリコプターによる輸送が必要であると判断される場合、本部事務局は、消防部、京都府警、自衛隊等の関係機関と協議し、緊急ヘリポートの選定を行う。

ア 緊急ヘリポートの選定

- (ア) 応援航空隊の集結
- (イ) 救急患者の搬送
- (ウ) 緊急物資、要員等の輸送
- (エ) 自衛隊の活動拠点

(3) 京都市の通行規制

ア 建設部(土木事務所等)は、京都市又は京都市長が管理する道路のうち、道路及びその周辺の状況から通行に危険が生ずるおそれが著しいと判断される場合は、規制を行う。

イ 道路通行規制を実施した場合は、直ちに所轄警察署長及び消防署長に対し規制を実施した旨通知するとともに、本部及び関係区本部に報告する。

ウ 道路の通行止めに当たっては道路標識を、通行注意に当たっては標識をもって標示し通行規制の対象区間及び期間並びに理由を明示する。

3 輸送力の確保

(1) 市保有車両等の配車

区本部等は、各所管車両等を第一次的に使用する。不足を生ずる場合、本部長(総務部、理財部)に次の輸送条件を明示して車両等の調達を要請するものとする。

ア 輸送区間又は借上期間	イ 輸送量及び車両又は舟艇等の台数等
ウ 集合の場所及び日時	エ その他の条件

(2) 燃料の調達・確保

区本部等は、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保するものとするが、これにより確保できない場合、本部(行財政部)に対し市内の給油業者への協力を要請する。

(3) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には、市所有の車両については所管する各部等の長が、市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ緊急通行車両の通行の確保を図るものとする。

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

第10節 食糧・生活必需品・飲料水等確保計画

1 食糧の供給

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家等が被災し、自ら食糧を確保できない者(全壊(焼)、半壊(焼)等の被害を受け炊事のできない者及びライフラインの停止等により自ら食糧を確保できない者)
- ウ 帰宅が一時困難となった通勤・通学、旅行者等
- エ 災害応急対策に従事する者で、食糧供給の必要のある者

(2) 供給する食糧の内容

供給する食糧は、発災後の時間経過その他の状況に応じて、基本的に次に示す内容とする。

なお、避難行動要支援者の食糧(おかゆ、ミルク等)に十分留意するものとする。

ア 発災後3日間程度の食糧

(ア) 市民は、自宅、事業所等から備蓄食糧等を取り出せる場合、これを活用する。

(イ) 市は、備蓄食糧を取り出せない市民に対して、避難行動要支援者を優先して、市及び関係行政機関が備蓄している食糧を供給する。

イ 3日ないし1週間程度の食糧

市は、救援食糧又は調達食糧により、供給する。

ウ 避難が長期化する場合の食糧

避難者等の健康維持のため、可能な限り早い段階において、弁当の供給又は炊出しを実施するよう努める。

(3) 給与期間、費用その他の基準

原則として、災害救助法に定める基準に準じて実施するものとする。

2 生活必需品の供給

(1) 対象者

- ア 住家が全壊(焼)、半壊(焼)等の被害を受け、生活上必要な家財を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- イ 避難所に収容された者

(2) 供給する生活必需品の内容

供給する生活必需品は、発災後の時間経過その他の状況に応じて、基本的に次に示す内容とする。

なお、避難行動要支援者の生活必需品に十分留意するものとする。

ア 発災後3日間程度の生活必需品

市民は、自宅、事業所等から備蓄物資を取り出せる場合、これを活用する。市は、備蓄生活必需品を持ち出せない市民に対して、避難行動要支援者を優先して、市が備蓄している物資を供給する。

イ 調達・供給

避難生活の長期化が見込まれる場合は、避難者の早期自立を支援することを目的として、必要な物資を調達、供給するよう検討する。

(3) 給与期間、費用その他の基準

原則として、災害救助法に定める基準に準じて実施するものとする。

3 応急給水

(1) 応急給水の実施基準

ア 給水の対象

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して、応急的に必要量の給水を行うものとする。

また、必要に応じて、浄水機器等の活用を図る。

なお、人命に関わる人工透析等の医療設備が備えられている医療機関や福祉施設に対しては、緊急の要請があった場合は、優先的に車両輸送により給水を行う。

イ 給水量

災害発生直後は、飲料水兼用耐震性貯水槽の水を活用するなど、1日1人3ℓの水を供給することができるように努めるとともに、その後順次、炊事用水、洗面用水、トイレ用水等の供給ができるよう、給水体制の確立を図っていく。

(2) 応急給水の方法

ア 給水拠点の設定

水道部は、給水拠点を概ね次の施設等に順次設定していく。

また、通常の給水が行われるまでの間、段階的に市民の搬送距離を短縮するよう、適宜給水拠点を増設するものとする。

(ア) 避難所及び本部が指定する広域避難場所

(イ) その他緊急の要請があった場所

災害拠点病院、応急救護所が設置されている施設、透析治療を行う施設、社会福祉施設(入所型)

イ 車両輸送による応急給水

営業所等に設置されている応急給水槽や浄水場の配水池、配水ポンプ場及び貯水槽を給水基地として、飲料水等を車両輸送する方法で行う。

ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管を利用して下記により応急給水を実施する。

(ア) 消火栓を利用した応急給水

利用できる消火栓がある場合は、応急給水装置に接続し、給水を行う。

(イ) 応急仮設配管による応急給水

復旧が長期間を要すると予想される断水地域や大量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、応急仮設配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

(3) 水質の保全、器具の衛生管理

災害時には、衛生的な環境が悪化するおそれがあるので、水道水については、水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素剤を投入するなど、水質の保全に万全を期するものとする。

(4) 応急給水の支援

区本部は、自主防災組織等の協力を得て、水道部が給水拠点で給水する水が適切に被災者に配分されるよう支援する。その場合、避難行動要支援者に優先的に供給するものとする。

(5) 生活用水の確保

ア 区本部及び自主防災組織等は、学校等のプール水、井戸水、河川水等を、浄水機器を利用する等により生活用水として確保に努める。

イ 区本部は、プール水、井戸水、河川水等の利用の可能性のある避難所を把握し、必要に応じ本部事務局に浄水器の配備を要請する。

第11節 避難行動要支援者への対応計画

1 避難行動要支援者の安否確認計画

(1) 避難所が開設された場合、区本部は関係機関や団体等と連携して、避難所の高齢者、障害のある方等の避難行動要支援者の状況を把握するとともに、在宅の避難行動要支援者の緊急安全調査を実施する。

また、区本部は、自主防災組織等による安否確認の実施に当たって、安全が確保できる体制を整える。

(2) 緊急安全調査は、上京民生児童委員会の協力を得て行い、日常的な危機管理を地域で確立し、非常時において夫々の住民の安否確認を行い、必要な手立てを講じる。また、区本部、保健福祉部は、緊急安全調査の実施に当たって、協力を求める民生委員・児童委員等の安全が確保できる体制を整える。

2 社会福祉施設等における対応計画

(1) 利用者の安全対策、避難誘導

区内の高齢者福祉施設、身体障害者福祉施設、保育所等の各施設の管理者は、避難が必要となった場合、区本部、防災関係機関、自主防災組織等に対して、避難誘導の協力を求める。

(2) 被害状況の報告

区内の社会福祉施設等の管理者は、利用者(入所者)の状況及び施設の状況を把握し、区本部長に報告する。また、必要に応じて、区本部が巡回調査を実施する。

3 避難行動要支援者に対する防災情報等の提供

(1) 避難行動要支援者向け広報の実施

ア 原則として一般市民向けの災害広報等の内容は、避難行動要支援者に対しても同様の内容の広報を行う。

イ 区本部は、自主防災組織等の住民組織の協力を得て、広報刊行物の被災地内の避難行動要支援者への個別配布に努める。

(2) 相談窓口の開設

ア 区本部は、被災者の状況に応じて、関係機関と連携して、被災区域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設するなど、避難行動要支援者に対する各種相談対策を実施する。

4 避難所生活における援護

避難所の運営管理にあたっては、避難行動要支援者に対して、優先的な食糧等の配給、適切なスペースの確保など必要な援護を行うとともに、状況に応じて、社会福祉施設での緊急受入れや福祉避難所の開設等を図っていく。

5 仮設住宅における避難行動要支援者への対応

(1) 福祉仮設住宅での支援

高齢者、障害のある方向けの福祉仮設住宅が建設された場合、保健福祉部及び区本部等は職員を派遣し、入居者の生活相談や、見守り活動等関係機関との連絡調整を行うとともに、在宅福祉サービスを提供し、入居者の生活を支援する。

(2) 仮設住宅等での見守り活動の推進

保健福祉部及び区本部は、関係機関、ボランティア等と連携して、見守り活動等の実施体制を整備し、実施するなど仮設住宅における避難行動要支援者への対応を行う。

第12節 ボランティアとの連携協力計画

1 専門職ボランティアの受入れ

各部等は、事前に登録された災害時の専門的な技能を有するボランティア等(以下「専門職ボランティア」という。)の受入れ及び調整を行う。事前登録がない場合においては、京都府、日本赤十字社等に対して、事前に登録されたボランティアの派遣を要請する。各種ボランティア団体及び個人ボランティアにおいて、専門的な技能を有する専門職ボランティア(非登録)については、「京都市災害ボランティアセンター」(次項参照)を窓口として、各部等が受け入れる。

2 一般ボランティアへの活動支援

震災時に、被災者の救援活動や災害応急対策活動など各種多様な支援を行うボランティア(以下「一般ボランティア」という。)の受入れ及び調整は、原則として以下のように行う。

(1) 京都市災害ボランティアセンターの運営

ア 京都市災害ボランティアセンターは、災害の発生に伴い、被災情報の把握に努めるとともに、ボランティア活動の支援のための準備を行う。

イ 京都市災害ボランティアセンターは、本部長に対し、災害時の体制に移行した旨を通知するとともに、ボランティア活動に必要な活動拠点や資器材等の提供を要請する。

ウ 本部長は必要に応じて、ボランティアがミーティングや作業の場として活用できる活動拠点や資器材等の提供等の支援を図る。

エ 京都市災害ボランティアセンターは、区災害ボランティアセンター等を通じて、被災者が必要とするボランティア情報を把握する。

オ 本部事務局は、文化市民部及び保健福祉部と連携して京都市災害ボランティアセンターに対し、各部が必要とするボランティアの活動分野、活動場所、活動期間、必要人数、活動場所への移動手段、受入窓口等の情報を提供する。

カ 京都市災害ボランティアセンターは、本部及び府災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアを募集する。

キ 京都市災害ボランティアセンターは、ボランティア関係団体等と連携するとともに、参集する個人ボランティアの受入れ及びそのコーディネートを行う。

ク 京都市災害ボランティアセンターは、各区に設置される区災害ボランティアセンターへの支援及び総合的な調整、本部との情報交換、ボランティアの配分を行うとともに、他都市のボランティア団体へ協力を要請し、連携を図る。

(2) 区災害ボランティアセンターの設置・運営

ア 区本部長は、災害発生に伴うボランティアニーズの把握及びボランティアのコーディネートを実施するために、京都市（区）社会福祉協議会等の団体に「区災害ボランティアセンター」の設置を要請する。

イ 区本部長は、区災害ボランティアセンターの設置を要請した場合、必要に応じて、ボランティアがミーティングや作業の場として活用できる活動拠点や資器材等の提供の支援を図る。

ウ 区本部は、区本部の行う応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ等を把握するとともに、区災害ボランティアセンターと情報交換を行う。

エ 区災害ボランティアセンターは、京都市災害ボランティアセンターと連携して、区域におけるボランティアの受入れ、コーディネートを行う。

オ 活動拠点は、区内の応募ボランティアの受付拠点、被災者のニーズ等の情報拠点、コーディネートのための活動拠点として、利用するボランティアの協力のもとに、京都市（区）社会福祉協議会等の団体が運営する。

第13節 ライフライン施設等応急対策計画

電気、ガス、電信電話、上下水道等の都市施設を災害から防護し、また災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その公共的機能を保持させるとともに、施設の火災、爆発等による突発事故発生時の応急対策に資するための計画とする。

1 電気施設応急対策計画(関西電力送配電株式会社)

(1) 情報の収集を行う

停電による主な影響状況、電力設備等の被害状況等を把握する。

(2) 電力を融通する

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(3) 広報活動を行う

停電による社会不安の除去のため、新聞、ラジオ等報道機関、広報車等を活用し、電力施設被害状況および復旧状況、復旧見通しについて、広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も行う。

(4) 危険予防措置する

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(5) 復旧計画を策定する

設備ごとに被害状況を把握し、復旧応援要員の必要の有無、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程、仮復旧の完了見込などを明確にし、復旧計画を策定する。

(6) 対応要員を確保する

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。また、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(7) 復旧資材を確保する

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、他支社間の流用、他電力会社等からの融通により、可及的速やかに確保する。輸送については請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(8) 応急復旧工事を行う

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。また、復旧工事にあたっては、京都市災害対策本部や道路管理者等と緊密に連携を取りながら進める。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

2 ガス施設応急対策計画(大阪ガスネットワーク株式会社)

(1) 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

(2) 応急対策

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

ア 情報の伝達及び収集、報告

(ア) 地震情報・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象予報等を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

a 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

b 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(イ) 通信連絡

a 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

b 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

c 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(ウ) 被害状況の収集、報告

管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

イ 応急対策要員の確保

(ア) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(イ) 震度5以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

(ウ) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(一社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を活用する。

ウ 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

エ 危険防止対策

(ア) 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(イ) 地震災害対策

a 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を進める。

b 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

c ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

オ 応急復旧対策

- (ア) 供給施設の災害復旧については、被害個所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。
- (イ) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

3 電信電話施設応急対策計画(西日本電信電話株式会社)

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から保護するために緊急に行う応急対策について定める。

(1) 災害発生時の応急措置

電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害等対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

ア 回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

(ア) 回線の切替措置

- (イ) 可搬無線機及び移動無線車並びに移動電源車の運用
- (ウ) 臨時回線の作成、中継順路の変更等その確保の措置及び臨時公衆電話の設置

イ 回線の復旧順位

回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 京都市域の災害対策機関

京都市域における災害対策については、以下による。

ア 災害対策本部の設置

- (ア) N T T西日本京都支店長は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、災害対策本部を設置する。
- (イ) 本部を設置したときは、名称と設置場所等を京都市災害対策本部に通知する。また、廃止したときも同様に通知する。
- (ウ) 本部は「京都支店災害対策本部」とし、N T T西日本京都支店内に設置する。

4 上下水道施設応急対策計画

上下水道施設を災害から防護し、又は速やかに応急復旧して、その機能を保持するとともに、施設の被害等により浸水その他の新たな災害を発生させないように、必要な応急工事及び緊急措置について定めるものとする。

(1) 上水道施設

- ア 上水道施設(取水、浄水、配水各施設)の防護、応急復旧、要員及び資器材の確保等については、京都市地域防災計画に定めるとおりとする。
- イ 特に配水管が破壊された場合については、破損箇所からの漏水による道路損壊、付近一帯の浸水等これに派生して起こる被害も考えられるので、これに対する応急措置に重点を置くとともに、その速やかな復旧を図るものとする。
- ウ 上水道施設が破壊されたときは、破損箇所からの有害物等の混入を防ぐよう措置するとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止する措置をとり、一般への周知を図る。

(2) 下水道施設

ア 下水処理計画

下水道施設(下水処理場、ポンプ場等)の設備の防護に全力をあげ、排水能力の確保に努めるものとし、災害により停電等の事故を生じた場合や浸水など施設に被害を受けた場合は、ディ

ーゼルエンジン付ポンプを運転して処理作業を継続する。

なお、処理施設全般に損傷をこうむった場合には、暫定的に流入汚水(家庭汚水、工場廃水、雨水等)はバイパスで自然流下させ、し尿の下水道投入については、施設の復旧が終わるまで一時投入を中止し、環境政策部において適切な措置を講ずるとともに、処理施設の応急復旧にあたる。

イ 応急復旧計画

下水道施設に被害をこうむったときは、上下水道局各担当課は、その被害状況に応じ、基準の人員配置をもとに、調査班、作業班を編成し、それぞれ出動させて、応急復旧にあたる。

また、状況により本市指定上下水道工事業者、一般土木建築業者及び他都市等の応援を要請し、復旧作業の円滑を図る。

(3) 緊急連絡体制

上記のほか、水道管布設工事などに伴う突発事故等の発生に備え、部内及び各関係機関との緊急連絡網を整備し、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

5 関係行政機関の応急対策

電気、ガス等の都市施設に災害が発生した場合、各関係行政機関はあらかじめ定められた緊急連絡網により通報、連絡を行い、状況に応じそれぞれ必要な応急措置をとるものとする。特に火災、爆発等の突発的災害が発生したときは、警察及び消防機関を中心とする初期の応急対策活動を実施するものとし、人命の安全と第二次災害の防ぎよに努めるものとする。

第14節 オープンスペース利用の調整計画

1 オープンスペース利用の調整のための事前対策

(1) オープンスペース利用形態の想定

ア 第1期「避難対策用」(一時避難場所、避難所、広域避難場所等)

イ 第2期「応急対策用」(重傷患者の緊急輸送用ヘリポート、救出・救助用の緊急物資の集積基地、救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、応援消防隊、応援警察隊等)、緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場)

ウ 第3期「応急・復旧対策用」(被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地、ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点(電力、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等))

エ 第4期「復興対策用」(被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場、応急仮設住宅等建設用地)

(2) オープンスペース利用計画策定の体制

ア 市内のオープンスペースの災害後の利用目的や需要が時系列的に変化し、かつ関係機関が多岐にわたることから、総合的、合理的なオープンスペース利用計画を策定するために、必要がある場合は、本部にオープンスペース調整チームを設置する。

イ オープンスペース調整チームの設置の判断は、行財政部が本部事務局と協議して行う。

ウ オープンスペース調整チームには、必要に応じて関係部・関係機関に参画を求めるものとする。

2 災害発生後のオープンスペース利用状況の把握

(1) オープンスペースの利用状況調査と報告

区本部は、本部事務局へ「避難対策用」オープンスペースの状況(避難施設の開設状況、避難者の状況等)を報告する。

(2) オープンスペース・データベースの更新と必要な措置の実施

オープンスペース調整チームは、区本部や関係部・機関から報告されたオープンスペースの利用状況に基づき、オープンスペース・データベースの更新を行う。

3 オープンスペース利用計画の策定

(1) 「避難対策用」オープンスペース利用計画

ア 区本部は、「緊急対策用」「応急・復旧対策用」「復興対策用」に計画されているオープンスペースが避難施設として活用されている場合、本部に周辺の避難所の収容状況及び臨時の避難施設への収容の可否を報告する。

イ 本部事務局は、これらのオープンスペースに対し周辺の避難所の収容状況をもとに、必要に応じてオープンスペース調整チームと協議し、「避難対策用」オープンスペースとしての利用期

間を調整する。

(2) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画

区本部は、区物資集積基地の利用が事前の計画だけでは対応できなくなった場合、オープンスペース調整チームに調整を要請する。

4 災害時オープンスペース利用情報の提供

(1) 区本部は、オープンスペースの利用開始時及び撤去時には、その旨を逐次、オープンスペース調整チームに報告するものとする。

(2) オープンスペース調整チームは、地震後のオープンスペースの利用に関する情報をリアルタイムで整理し、オープンスペース・データベースとして区本部に提供し、利用計画の徹底を図る。

第15節 水防計画

1 水防体制

市長(本部長)は、水防管理者として水防活動の必要があると認めるとき、又は水防警報等の通知を受けたときは、災害警戒本部を設置し、消防部、建設部、区本部その他関係する部が警戒活動をはじめとする必要な水防活動に当たる。更に必要のある場合は、災害対策本部を設置するとともに、各部等においては、京都市災害対策本部に定める活動体制をとるとともに、必要な災害応急対策活動を実施するものとする。

2 水防警報等

(1) 気象庁の機関が行う予報及び警報等

(水防活動用予報・警報の種類及び代替される一般予報・警報)

種 類	代替する一般予・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 京都府が気象庁の機関と共同して行う洪水予報等

京都地方気象台が鴨川流域の降雨量予測を行い、京都府京都土木事務所が鴨川の水位予測を行い、鴨川・高野川が氾濫するおそれがあるときに、両者が共同して洪水予報を発表する。

(3) 京都府が行う水防警報等

知事が、水防法第16条の規定により、河川において洪水により相当な被害を生ずるおそれがあると認めるときは水防警報を、また、同法第13条第2項の規定により指定した河川の水位が、避難判断水位(特別警戒水位)に達したときは水位情報を、それぞれ発表し、その警報事項等を関係機関に通報、伝達する。

3 水位・雨量観測

(1) 水位観測

消防部長は、必要に応じ河川水位状況について、水位観測を行い本部関係局に報告する。なお、消防部は、関係機関と密接な連絡をとり、各河川の状況の把握に努める。

(2) 雨量観測

区本部は、大雨注意報又は警報が発表されたとき、その他降雨の状況により必要と認められるときは、京都市水災情報システムの端末装置の実況監視により情報の把握を行う。

4 水防活動

各部等にあつては、必要に応じて前各節に示す災害応急対策活動を行うものとする。

なお、下記の機関にあつては、次の対応を行う。

(1) 消防機関の対応

ア 消防部

消防部が実施する水災活動については、京都市消防水災警防規程によるものとする。

イ 消防団

消防団が実施する水災活動については、京都市消防水災警防規程によるものとする。

ウ 水害発生予想箇所等の調査

消防部長は、水防応急対策の効果的な実施と水害予防対策に資するため、所轄消防署に対し、

出水期その他の適当な時期に期間等を指定し、管内河川の堤防等で水害発生危険の高い箇所及び浸水による被害拡大のおそれのある地域について、事前調査等を計画的に実施させるものとする。

(2) 建設部の対応

建設部は、気象予警報、洪水予警報等が発令された場合等には、必要な職員を配備するとともに、消防部、区本部等と連携して必要な水防活動を実施する。

ア 河川、道路等の災害防止

建設部は、降雨等による災害発生の危険性が予測される場合、主要道路、河川その他のパトロールを実施し、国土交通省、京都府等関係機関との密接な連携の下に、災害発生又は危険箇所の発見に努め、かつ道路にあっては事故防止のための適切、迅速な対策を講じることにより交通の安全を図る。

イ 国及び京都府からの通報時の対応

建設部は、国及び京都府から洪水等のおそれがあるとの通報を受けた場合は、別に定める連絡系統に基づき必要な情報の伝達を行うとともに、関係部等や関係機関との連携のもと、必要な水防活動を実施する。

ウ 宅地の安全確保

建設部は、降雨等による宅地への土砂災害等の防止、軽減を図るため、区本部等と連携して、危険宅地等のパトロールを実施するとともに、危険性が高いと判断される場合においては、土地所有者に対し危険防除の指導や地域住民への避難の指示等を行う。状況によっては、京都府、消防部等と連携して応急措置を実施する。

(3) 上下水道部の対応

上下水道部は、下水処理、下水排除の万全を期するため必要のあるときは、次の対策を行うものとする。

ア 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、下水処理、下水排除を続けるものとする。

イ 下水処理場、ポンプ所等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を運転し、下水処理、下水排除に万全を期するものとする。

(4) 区本部の対応

区本部は、降雨等による災害発生の危険性が予測される場合、関係部や関係機関との連携のもと、災害危険箇所等のパトロール等の警戒活動を実施するとともに、必要に応じて、所轄警察署や消防署等との連携のもとに、住民の避難対策等を講じる。住民の避難の指示等を実施した場合にあっては、直ちに本部長にその旨の報告を行うものとする。

第16節 被災者救援計画

災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

(1) 救助の種類及び実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として府知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、府知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき市長は救助を行う。

(2) 経費の支弁及び負担

ア 府の支弁及び負担

救助に要する費用は、府がこれを負担する。

イ 国庫負担

府が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。

(3) 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

ア 住家の全焼、全壊等で滅失した住家の世帯数（以下「滅失世帯数」という。）が、150世帯以上の場合。ただし、1行政区で別表のA欄の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。

イ 滅失世帯数が、アの基準には該当しないが、京都府下の滅失世帯数が 2、000 世帯数以上で、本市又は本市の区における滅失世帯数が別表の B 欄の世帯数以上の場合は、本市又は当該行政区のみ適用する。

ウ 京都府下の滅失世帯数が 9、000 世帯以上で、本市の各行政区における被災世帯が多数の場合
エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救助を著しく困難な特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

(災害救助法の適用基準)

区 分	人 口 (H27 国勢調査)	滅失世帯数	
		A	B
京都市	1、475、183	150	75
上京区	85、113	80	40

2 被害の認定基準

(1) 区本部は、本部長が必要と認める事項について、その指示に従い、関係機関との密接な連携のもと被害の認定を適正に行う。

(2) 被害の認定は、「災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準」により行う。

(3) 区本部、消防部は、住家の滅失の被害認定を、損壊家屋の調査及び火災、消火損の調査として実施する。

3 救助の実施

災害救助法による救助活動は、「救助の程度、方法及び期間等一覧表」に基づき実施する。

4 救助活動の記録と報告

区本部等は、救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、本部長(保健福祉部長)に報告する。

行方不明者の捜索・遺体の取扱い・火葬

1 行方不明者の捜索

(1) 対象

災害のため、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。方法、費用の程度、期間は、災害救助法の定めに基づくものとする。

(2) 行方不明者の届出の受理

区本部長は、所轄の警察署と協力して、災害のため所在が不明であり、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、消防署(消防団)、警察署等の防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努めるとともに、関係機関と連携してその捜索を行う。

2 遺体の取扱い

(1) 遺体、安置所の開設

ア 区本部長は、必要な場合は、所轄の警察署と協議のうえ、遺体収容に適切な施設を選定し、遺体安置所を開設する。

イ 区本部長は、遺体安置所を開設したら、その旨を本部長に報告する。

(2) 身元の確認・遺体の引渡し

区本部は、所轄警察署と協力して、遺体の身元確認、遺族への引渡しを行う。

(3) 身元不明者に対する処置

区本部は、引渡し手のない身元不明者に対して以下の措置を講じる。

ア 身元不明者に対しては、戸籍法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、災害救助法、京都市区役所事務分掌規則により措置する。

イ 身元不明者の遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記載し、遺留品を保存する。

(4) 遺体の処置

ア 区本部は、必要に応じ、遺体安置所に収容された遺体の処置等を指示し、納棺のうえ一時保

存する。特に、夏季においてはドライアイスで遺体の腐乱を防止する。

イ 区本部長は、遺体の処置を行う要員等の確保が困難な場合、その派遣について保健福祉部長に要請する。

3 火葬

(1) 火葬の実施体制

ア 区本部長は、遺族が確認できる場合、保健福祉部と連絡調整を行い、遺族に対し、火葬許可証を発行する。

イ 区本部長は、遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送する必要がある場合、京都市中央葬祭業協同組合との覚書により搬送を依頼する。ただし、区内で霊柩車の調達ができない場合は、本部長に要請する。

(2) 遺骨等の仮収蔵

区本部は、火葬後、引取り手のない遺骨及び遺留品を、区本部内において一時保管する。

ただし、これらの施設では処理できない場合は、区本部長は関係機関と協議のうえ決する。

災害廃棄物の処理

1 ごみ処理手数料の減免措置

次の各号に該当するときは、搬入ごみ手数料の減免措置を講じることができる。

- (1) 災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準ずる者として、本部から要請された場合
- (2) 生活保護法第 11 条の規程に掲げる保護を受けている者
- (3) 生活保護法第 11 条の規程に掲げる保護を受けている者ではないが、著しく生活が困窮している者
- (4) その他特に本部長が必要と認めた場合

2 住居内に流入等した障害物の除去

災害救助法の適用がされた場合に、下記の要領で実施する。

(1) 対象

住宅が半壊、半焼し、自らの資力では障害物を除去することができない者

(2) 除去対象

区の半壊、半焼した世帯の数の 15%の範囲内

(3) 除去部分

住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼす部分

(4) 実施主体

ア 災害救助法の適用による住居内の障害物の除去についての相談及び窓口の設置は区本部で行う。

イ 区本部は、住居内の障害物を除去することを適当と認めたときは、建設部に要請する。

ウ 建設部は、区本部の要請により当該住居内の障害物の除去を実施し、その廃棄物の処理については、環境政策部と協議して実施する。

3 被災建築物の除去に係る特例措置

国が被災者の負担軽減を図るため、廃棄物処理及び清掃に関する法律第 22 条に基づき、損壊した家屋等のガレキについて特例措置(公費解体)を講じる場合には、別途定める計画に基づき対応を行う。

し尿処理対策

1 トイレの確保

(1) 既設トイレの利用

ア 震災後の断水等が発生した場合においても、各家庭や事業所、広域避難場所、避難所等では、施設内の既設トイレに被害がない場合、その使用を最優先する。

イ 各家庭や事業所、公的施設の管理者は、既設トイレを利用するため水道水の代わりの生活用水(雑用水)の確保に努める。

ウ 近隣住民は協力して、河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有

する井戸、発動機、タンク等の利用を図る。

エ 市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力市民に開放する。

オ 上下水道部は、震災直後の被災者の飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を計画的に実施する。トイレ用生活用水の供給に当たっては、区本部から避難所等の既設トイレの被害情報を入手し、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給する。

カ 区本部は、関係機関に対して、避難所となっている学校プール等への生活用水の供給を要請する。

(2) 仮設トイレの配置

ア 区本部は、広域避難場所、避難所の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況(被害状況、水の確保状況)を調査し、本部に報告する。

イ 上下水道部は、市内の下水道施設の被害状況及び復旧状況について本部に報告する。

ウ 環境政策部は、本部から上記の仮設トイレの配置計画に必要な情報を収集し、設置場所(避難所、その他市街地内の空地等)、機種、基数等について配置計画を策定する。

エ 環境政策部は、仮設トイレ配置計画に基づき、配置先、配置基数及び利用できる幹線道路等を調達企業等に示し、仮設トイレの配置を指示する。ただし、交通事情等により直接の搬入が困難な場合、別に定める仮置場に一時搬入し、その後、環境政策部が関係企業等の協力を得て、配置計画に基づき目的地に搬入する。

オ 環境政策部長は、業者等からの仮設トイレの調達では不足する場合は、本部長に報告し、相互応援協定に基づく他都市への調達、設置協力を要請する。

カ 他都市から調達した仮設トイレの配置は、原則としてエに準じて行う。

2 し尿収集対策

(1) し尿処理計画の策定

ア 環境政策部は、本部から被害状況や避難所の開設状況等の情報を収集するとともに、職員の配備状況、施設、機材等の被害状況を調査する。

イ 本市の保有機材、人員では不足を生じる場合は、他都市や協力業者等の応援を受けるものとし、環境政策部長は、協定等に基づき他都市等への応援を要請する場合は、本部長に報告するとともに、受入れに係る必要な調整を実施する。

ウ 環境政策部は、上記の情報その他をもとに、し尿処理計画を策定するとともに、状況の変化に応じて随時し尿処理計画の変更を行う。

(2) し尿収集作業

環境政策部は、し尿処理計画に基づき、全市のし尿収集作業を実施する。

(3) し尿の投入

ア 施設が使用可能な場合は、可能な限り生活環境美化センター内の投入施設に投入する。

イ マンホール投入を行う場合は、上下水道部との調整を行ったうえ、投入可能なマンホールを指定し、投入作業を行う。

建築物・住宅確保対策

1 応急仮設住宅の建設

大規模な災害時には、災害救助法に基づき応急仮設住宅を設置する。

(1) 供与の対象者

ア 住家が全壊(焼)、流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住宅を得ることが不可能な者

(2) 設置個数

原則として、全壊、全焼、流出世帯数の合計の3割以内

(3) 費用、修理方法及び期間

2 住宅の応急修理

住宅の応急修理の計画は、災害の規模に応じて、本部長が定める。災害救助法による場合の基準は次のとおりである。

(1) 対象者

災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者

なお、対象者は応急仮設住宅入居者の資格に準ずる。

(2) 修理対象数

半壊した世帯数の3割以内とする。

(3) 費用、修理方法及び期間

3 市営住宅等への一時入居

都市計画部は、住宅に困窮する被災者のために、次の措置を行う。

(1) 市営住宅の空家での一時入居募集

(2) 府営住宅、公社、都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の空家の提供依頼

(3) 関係団体等に対し、空家住宅等の情報の提供を依頼

(4) 市営住宅等の一時募集に関する情報の広報

4 公営住宅法による災害公営住宅の建設

地震災害による場合は、被災地全体で500戸以上、又は市区域内で200戸以上若しくは市区域内の住宅戸数の1割以上の全壊戸数があったとき、又火災による場合は被災地全域で200戸以上、又は市区域内住宅戸数の1割以上の全壊(全焼)戸数があったとき、全壊(全焼)戸数の3割以内の災害公営住宅を建設する。

義援金等の受付・配分計画

1 義援金募集配分計画

(1) 義援金募集(配分)委員会

ア 京都府において、日本赤十字社京都府支部等支援関係団体等を構成員とする「義援金募集(配分)委員会」が設置された場合、文化市民部は同委員会を通じて義援金の募集、配分を行う。

イ 同委員会が設置されない場合、文化市民部が関係部、区本部、関係機関と協議して義援金の募集、配分を行うものとする。

(2) 義援金の受付

区本部及び文化市民部は、義援金の受付窓口を開設し、義援金の寄託の申込みがある場合、義援金受付台帳に記入するとともに寄託者に受領書を交付し、当該現金を市収入役所管の歳入歳出外現金に受け入れるものとする。

ただし、区本部が義援金を一時保管する場合は、その旨を文化市民部に報告するものとする。

(3) 義援金の配分

ア 文化市民部又は義援金募集(配分)委員会は、義援金の配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

イ 区本部長は、決められた義援金配分基準、方法に基づき、迅速かつ適正に配分する。配分窓口は、区本部長が指定する場所とする。

2 義援物資募集配分計画

(1) 義援物資の受付

文化市民部は、あらかじめ定める物資集積・搬送拠点に義援物資受付窓口を設置する。

ただし、市役所、区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領する。

(2) 義援物資の配分

ア 文化市民部は、物資集積・搬送拠点で受け付けた義援物資は、調達物資と合わせて配分を行う。

イ 区本部は、区役所に届けられた義援物資は、できるだけ直接避難所等に配分するものとする。

ウ 原則として、区本部は、特定の品目の義援物資や、企業等から同一規格で大量に届けられた義援物資については、原則として受け付けず、物資集積・搬送拠点に搬送を依頼する。

被災者への救済措置の実施

1 り災証明の発行

り災証明は、災害救助法による各種の救助活動や、市税の減免措置等を実施するに当たって必要

とされる家屋の被害の程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の救済を目的として発行する。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

ア 損壊家屋(全壊、流出、半壊、床上浸水等)

イ 火災による損害

(2) り災家屋の調査

ア 区本部は、「り災証明書交付事務取扱基準」に基づき、家屋調査を実施する。

イ 消防部は、別に定める基準に基づき、火災、消火損の調査を実施する。

(3) り災証明書の発行

ア 区本部長は、「り災証明書交付事務取扱基準」に基づき、損壊家屋のり災証明書を発行する。

イ 消防署長は、別に定める基準に基づき、火災、消火損のり災証明書を発行する。

(4) り災証明書発行台帳の整備

区本部及び消防部は、り災証明書の発行を終えたものについて、その後の検索用の発行台帳の整備を行う。

2 市税等の減免措置

(1) 市税減免及び徴収猶予等

ア 市税の減免

京都市市税条例第35条及び第55条による市民税及び固定資産税の減免の適用については、「災害被害者に対する市民税及び固定資産税の減免に関する要綱」に基づいて行うものとする。

イ 徴収猶予等

被災した市民が災害のため市税の申告その他の書類の提出や納付(納入)を所定の期限までに行うことができない場合、又は一時的に納付(納入)ができない場合は、地方税法、京都市市税条例等の規定に基づき、それぞれ期限の延長や徴収猶予を行う。

ウ 減免の手続

市税の減免にかかわる損害程度の認定、減免手続については、調査に基づき区本部で行う。

(2) 国民健康保険料の減免等

ア 京都市国民健康保険条例第20条の規定により、災害のため損害を受け保険料の納付が困難と認められる市民に対し、保険料の徴収猶予、一部負担金の減免及び徴収猶予等を行う。

イ 損害の程度の認定、減免手続については、区本部において行う。

(3) 介護保険料の免除等

ア 京都市介護保険料条例等により、災害のため損害を受け、介護保険料等の納付が困難と認められる被保険者に対して、保険料の免除及び徴収猶予、利用者負担額の免除を行う。

イ 保険料の免除等にかかる損害の程度の認定、手続については、区本部において行う。

3 融資・貸付制度

(1) 災害復興住宅資金による融資

ア 住宅金融公庫法の規定により、大規模の災害(災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害等)の場合に、住宅に被害を受けた者に対して災害復興住宅資金(建設資金、新築住宅購入資金、中古住宅購入資金又は補修資金等)の融資を行う。

イ 申込受付は、建設、購入又は補修する住宅の所在地と同じ都道府県の「住宅金融公庫業務取扱店」と標示された金融機関で行う。

ウ 災害復興住宅に関する認定書の発行は、都市計画部が行う。

(2) 生活福祉資金の貸付け

ア 災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自立更生を図るため、京都府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害授証資金の貸付けを行う。

イ 貸付け申込手続については、区社会福祉協議会が取り扱う。

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 災害により被害を受けた世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

イ 貸付け申込は区本部で行い、保健福祉部長が貸付け決定し、区本部から貸し付ける。

4 災害弔慰金等の支給

(1) 京都市災害見舞金等の支給

市内において災害によって被災した市民又はその遺族に対し、「京都市災害見舞金・弔慰金交付要領」等に基づいて、災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。

ア 災害見舞金

本市の区域内で発生した災害によって住家に被害を受けた世帯主に対して、災害見舞金を支給する。

イ 災害弔慰金

本市の区域内で発生した災害によって死亡した市民の遺族(本市の区域に住所を有する者に限る)に対して、災害弔慰金を交付する。

ウ 支給依頼手続

災害見舞金、災害弔慰金の支給依頼手続については、区本部において調書を作成し、保健福祉部長が支給決定を行い、各区本部より支給する。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

ア 災害弔慰金

災害(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による被害)によって死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金

災害によって精神又は身体に著しい障害を受けた世帯の世帯主に対して、災害障害見舞金を支給する。

ウ 交付手続等

各区本部において調査を行い、保健福祉部長が各区本部から交付する。

5 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者再建支援金の支給を行う。

(1) 支給申請手続

支給申請手続は、区本部(調査班)において受付を行い、保健福祉部が確認及びとりまとめを行い、府を経由し基金へ提出する。

(2) 支給手続

支給は、区本部(調査班)において行う。(口座振込を除く。)

(3) 支援金の返還等にかかる請求書の交付並びに返還金等の受領及び基金への送金は、保健福祉部が行う。

第17節 その他

本計画に規定する事項以外については、京都市地域防災計画の規定に基づき対応するものとする。